

平成28年第1回 予算特別委員会記録（第1号）

沖縄県議会（定例会）

開会の日時、場所

平成28年3月2日（水曜日）

午後7時26分開会

第7委員会室

又吉清義君 具志孝助君
當間盛夫君

委員の選任

平成28年3月2日、本委員会の委員は議長の指名で次のとおり選任された。

又吉清義君	新垣良俊君
仲田弘毅君	新垣哲司君
具志孝助君	照屋大河君
新里米吉君	狩俣信子さん
山内末子さん	赤嶺昇君
瑞慶覧功君	吉田勝廣君
前島明男君	比嘉瑞己君
渡久地修君	當間盛夫君
大城一馬君	具志堅徹君
新垣安弘君	

委員長、副委員長の互選

平成28年3月2日、渡久地修君が委員長に、又吉清義君が副委員長に選任された。

理事の選任

平成28年3月2日、理事に新垣良俊君、照屋大河君、瑞慶覧功君、吉田勝廣君及び具志堅徹君が選任された。

出席委員

委員長	渡久地	修君
委員	新垣良俊君	仲田弘毅君
	新垣哲司君	照屋大河君
	新里米吉君	狩俣信子さん
	山内末子さん	赤嶺昇君
	瑞慶覧功君	吉田勝廣君
	前島明男君	比嘉瑞己君
	大城一馬君	具志堅徹君
	新垣安弘君	

欠席委員

本委員会に付託された事件

（3月2日付託）

- 1 甲第1号議案 平成28年度沖縄県一般会計予算
- 2 甲第2号議案 平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 3 甲第3号議案 平成28年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 4 甲第4号議案 平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 5 甲第5号議案 平成28年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 6 甲第6号議案 平成28年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 7 甲第7号議案 平成28年度沖縄県下水道事業特別会計予算
- 8 甲第8号議案 平成28年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 9 甲第9号議案 平成28年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 10 甲第10号議案 平成28年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 11 甲第11号議案 平成28年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
- 12 甲第12号議案 平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 13 甲第13号議案 平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 14 甲第14号議案 平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 15 甲第15号議案 平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 16 甲第16号議案 平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 17 甲第17号議案 平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 18 甲第18号議案 平成28年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

- 19 甲第19号議案 平成28年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計予算
- 20 甲第20号議案 平成28年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 21 甲第21号議案 平成28年度沖縄県病院事業会計予算
- 22 甲第22号議案 平成28年度沖縄県水道事業会計予算
- 23 甲第23号議案 平成28年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 24 甲第24号議案 平成27年度沖縄県一般会計補正予算(第4号)
- 25 甲第25号議案 平成27年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)
- 26 甲第26号議案 平成27年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算(第1号)
- 27 甲第27号議案 平成27年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)
- 28 甲第28号議案 平成27年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 29 甲第29号議案 平成27年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 30 甲第30号議案 平成27年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
- 31 甲第31号議案 平成27年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 32 甲第32号議案 平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算(第2号)
- 33 甲第33号議案 平成27年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算(第1号)
- 34 甲第34号議案 平成27年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 35 甲第35号議案 平成27年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算(第1号)
- 36 甲第36号議案 平成27年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- 37 甲第37号議案 平成27年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 38 甲第38号議案 平成27年度沖縄県公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 39 甲第39号議案 平成27年度沖縄県水道事業会計補正予算(第1号)

本日の委員会に付した事件

- 1 委員長の互選
 - 2 副委員長の互選
 - 3 予算特別委員会運営要領について
 - 4 理事の選任
-

○前田敦議会事務局政務調査課副参事 予算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので、委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっております。

出席委員中、具志堅徹委員が年長者であります。

よって、この際、具志堅徹委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

具志堅徹委員、委員長席に御着席願います。

(具志堅徹委員、委員長席に着席)

○具志堅徹年長委員 ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

これより委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるかお諮りいたします。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

○具志堅徹年長委員 指名推選の方法によるとの御意見がありますので、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○具志堅徹年長委員 御異議なしと認めます。

よって、渡久地修君を委員長に指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○具志堅徹年長委員 御異議なしと認めます。

よって、渡久地修君が委員長に互選されました。

ただいま委員長が選任されましたので、委員長と交代いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、年長委員退席、委員長着席)

○渡久地修委員長 再開いたします。

この際、一言挨拶を申し上げます。

このたび、委員各位の御推挙により予算特別委員長に就任いたしました渡久地修でございます。

平成28年度当初予算は、当初予算として過去最大の予算規模となっており、本委員会の果たすべき役割は極めて重大であり、委員長就任に当たり、改めて責任の重さを痛感しております。

委員会の運営につきましては、公正・中立を旨とし、円滑に進めてまいりたいと存じますので、委員各位の御指導と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○渡久地修委員長 これより副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるかお諮りいたします。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 指名推選の方法によるの御意見がありますので、指名推選の方法により私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、又吉清義君を副委員長に指名いたします。
ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、又吉清義君が副委員長に互選されました。

以上で、委員長及び副委員長の互選は終わりました。

○渡久地修委員長 次に、予算特別委員会運営要領について、お諮りいたします。

なお、既にお手元に予算特別委員会運営要領案を配付してありますので、この案に基づき御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から予算特別委員会運営要領案の概要について説明)

○渡久地修委員長 再開いたします。

予算特別委員会運営要領について、お諮りいたします。

予算特別委員会運営要領については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○渡久地修委員長 次に、ただいま決定されました予算特別委員会運営要領に基づき、理事5人の選任が必要であります。

理事5人の選任について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、理事の選任について協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

理事5人の選任についてお諮りいたします。

理事に新垣良俊委員、照屋大河委員、瑞慶覧功委員、吉田勝廣委員、具志堅徹委員の5人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

今回は、明 3月3日 木曜日 午前10時から委員会を開き、補正予算の審査を行います。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後7時44分散会

予算特別委員会運営要領

この要領は、「予算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)」（平成28年2月9日議会運営委員会決定）に定めるもののほか、予算特別委員会（以下「委員会」という。）における審査等に関し、下記の事項を定めることにより、委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

1 委員席の配置について

委員席は別紙1のとおりとする。

2 審査日程について

審査日程は別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。

3 各常任委員会に対する調査依頼について

- (1) 当初予算の審査は、様式1により予算特別委員長(以下「委員長」という。)から各常任委員長に調査を依頼するものとする。
- (2) 各常任委員長は、調査終了後に様式2により予算調査報告書(以下「調査報告書」という。)を委員長に提出するものとする。

4 説明員について

- (1) 補正予算の概要説明は、総務部長及び企業局長が行うものとする。
- (2) 当初予算の概要説明は、総務部長が行うものとする。

5 質疑の要領について

- (1) 補正予算
 - ① 質疑の時間は、委員1人10分とする。
 - ② 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
 - ③ 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
 - ④ 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
 - ⑤ 質疑は一問一答方式で、起立の上自席から行うものとする。
 - ⑥ 質疑の順序は多数会派順とする。
- (2) 当初予算

概要説明を委員会で行った後、所管の常任委員会に調査を依頼する。

6 調査報告書に対する質疑について

- (1) 委員長は、調査報告書に関し質疑の通告がなされた場合には、様式3により当該常任委員長の出席を求めるものとする。
- (2) 常任委員長に対する質疑の通告は、様式4により政務調査課に提出するものとする。
- (3) 常任委員長への質疑は、当該常任委員長に対し2回を超えないものとする。

7 要調査事項に対する質疑について

- (1) 要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等に出席を求めることが決定された場合、知事等への総括質疑の通告締切日時は、委員会において総括質疑を行う日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とし、様式4により政務調査課に提出するものとする。
- (2) 委員長の代表質疑及び知事等の答弁聴取後に行う各委員の質疑の時間は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

8 理事会について

- (1) 理事会は、委員長、副委員長及び理事5人をもって構成する。
- (2) 理事は、委員長が委員会に諮って指名する。
- (3) 理事は、委員会の運営について委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。

雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

議 会 事 務 局				
-----------	--	--	--	--

(録音・計時) 議 会 事 務 局				補 助 答 弁 席
----------------------	--	--	--	--------------

議 会 事 務 局
渡 久 地 修 委 員 長

	説	明	員
--	---	---	---

	新里米吉委員	照屋大河委員
--	--------	--------

仲田弘毅委員	新垣良俊委員	又吉清義委員
--------	--------	--------

赤嶺 昇委員	山内末子委員	狩俣信子委員
--------	--------	--------

當間盛夫委員	具志孝助委員	新垣哲司委員
--------	--------	--------

	比嘉瑞己委員	瑞慶覽功委員
--	--------	--------

新垣安弘委員	吉田勝廣委員	前島明男委員
--------	--------	--------

	具志堅徹委員	大城一馬委員
--	--------	--------

--	--	--

--	--	--

--	--	--

予算特別委員会審査日程

年月日	曜日	時間	事項	関係室部局等
平成28年 3月2日	水	本会議及び各委員会終了後	予算特別委員会 ・委員長及び副委員長の互選 ・委員会運営要領の件 ・理事の選任 ・各常任委員会に対する調査依頼の件（当初予算）	
3月3日	木	午前10時	予算特別委員会 ・平成27年度補正予算審査	知事公室 総務部 企画部 環境部 子ども生活福祉部 保健医療部 農林水産部 商工労働部 文化観光スポーツ部 土木建築部 企業局 教育委員会 公安委員会 議事務局
3月4日	金	常任委員会終了後	予算特別委員会 ・平成27年度補正予算採決	
3月8日	火	午前10時	本会議 ・補正予算委員長報告・採決	
		本会議終了後	予算特別委員会 ・平成28年度一般会計・特別会計予算及び企業会計予算（概要説明）	総務部
3月9日	水	午前10時	各常任委員会 ・所管事務に係る予算事項の調査	関係室部局
3月10日	木	午前10時	各常任委員会 ・所管事務に係る予算事項の調査 ・予算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
3月11日	金		・予算調査報告書整理日	
3月14日	月		・予算調査報告書整理日	
3月15日	火		・予算特別委員に対する予算調査報告書の配付 ・常任委員長に対する質疑の通告締め切り	報告書配付時刻：正午 質疑通告締め切り時刻：午後3時
3月16日	水	午前10時	予算特別委員会 ・予算調査報告書等について ・総括質疑の取り扱いについての協議	
3月17日	木	午前10時	予算特別委員会 ・総括質疑	知事等関係室部局
3月24日	木	午前10時	予算特別委員会 ・採決	

様式 1

平成 年 月 日

〇〇〇〇委員長
〇 〇 〇 〇 殿

予算特別委員長
〇 〇 〇 〇

予算議案の調査依頼について

本委員会に付託された予算議案のうち、下記について貴委員会において調査を行っていただくようお願いいたします。

なお、調査結果につきましては、月 日までに御報告くださいますようお願い申し上げます。

記

(例)

- 甲第〇号議案 平成〇年度沖縄県一般会計予算(〇〇〇〇委員会所管分)
- 甲第〇号議案 平成〇年度沖縄県〇〇〇〇〇〇特別会計予算
- 甲第〇号議案 平成〇年度沖縄県〇〇〇〇〇〇事業会計予算

様式 3

平成 年 月 日

〇〇〇〇委員長
〇 〇 〇 〇 殿

予算特別委員長
〇 〇 〇 〇

予算特別委員会への出席について

貴職から報告のあった予算調査報告書に関し、質疑の通告があったので、下記のとおり出席を求めます。

記

- 1 日 時 平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時
- 2 場 所 第7委員会室

様式 2

平成 年 月 日

予算特別委員長
〇 〇 〇 〇 殿

〇〇〇〇委員長
〇 〇 〇 〇

予算調査報告書

月 日に依頼のあった予算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における質疑・答弁の主な内容
- 2 要調査事項
- 3 特記事項

様式 4

平成 年 月 日 午前・午後 時 分 受付

質 疑 発 言 通 告

種別	常任委員長 ・ 知事等
質 疑 の 要 旨	

上記により質疑したいので、予算特別委員会運営要領の規定により通告します。

平成 年 月 日

予算特別委員

印

予算特別委員長 殿

予算議案の審査等に関する基本的事項 (常任委員会に対する調査依頼について)

予算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において予算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る予算事項を調査する方式としたところである。こうした予算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、予算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

1 予算議案の審査について

補正予算の審査については予算特別委員会において行うこととし、当初予算の審査については、概要説明を予算特別委員会で行った後、室部局に係る事項について所管の常任委員会に依頼して調査を行うものとする。

2 予算特別委員会の開催場所について

予算特別委員会は、第7委員会室で行うものとする。

3 審査日程について

予算議案の審査日程はおおむね別紙1のとおりとし、具体的な予算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。

4 調査依頼事項について

- (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る予算事項とする。
- (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。

5 各常任委員会における調査について

- (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
- (6) 各常任委員会での採決は行わないものとする。

6 予算調査報告書の作成及び配付について

- (1) 予算調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。

- (2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における質疑・答弁の主な内容、予算特別委員会においてさらに調査が必要とされる事項（以下「要調査事項」という。）及び特記事項とする。
- (3) 要調査事項について
 - ア 各常任委員会における質疑において、要調査事項を提起しようとする委員は、その該当事項を要調査事項とする旨を発言するものとする。
 - イ 各常任委員会における質疑終了後、要調査事項を提起しようとする委員が要調査事項とする理由等を説明した後、予算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項の整理を行った上で、要調査事項を予算特別委員会に報告するものとする。
 - ウ 各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、要調査事項として報告することについて反対の意見が述べられた場合には、予算特別委員会に報告する際にその意見もあわせて報告するものとする。
- (4) 調査報告書は、予算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の正午までに予算特別委員に配付するものとする。
- (5) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。

7 調査報告書に対する質疑について

- (1) 調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合には、当該常任委員長の出席を求めるものとする。
- (2) 常任委員長に対する質疑通告の締切日時は、予算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とする。

8 要調査事項に対する質疑について

- (1) 審査の最終日に要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等の出席を求める場合には、予算特別委員会において質疑を行う要調査事項及び知事等の出席を求めることについて決定するものとする。
- (2) 知事等への総括質疑は、上記（1）において決定した要調査事項についてまず予算特別委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員からの質疑を行うものとする。

9 質疑の時間及び方法等について

予算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は同委員会において決定するものとする。

10 理事会について

予算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。

11 その他

議会運営委員会決定において定められている「委員外議員制度（委員の差し替え）」については適用しないものとする。

予算議案の審査日程

年月日	委員会等	時 間	事 項	関係室部局等
1 日 目	予算特別委員会	本会議及び各委員会終了後	○委員長及び副委員長の互選 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件(当初予算)	
2 日 目	予算特別委員会	午前 10 時	○平成 27 年度補正予算審査	関 係 室 部 局
3 日 目	予算特別委員会	各常任委員会終了後	○平成 27 年度補正予算採決	
4 日 目			○議案整理日	
5 日 目	本 会 議	午前 10 時	○補正予算委員長報告・採決	
	予算特別委員会	本 会 議 終 了 後	○平成 28 年度一般会計・特別会計予算及び企業会計予算(概要説明)	総 務 部 関 係 室 部 局
6 日 目	常 任 委 員 会	午前 10 時	○所管事務に係る予算議案の調査	関 係 室 部 局
7 日 目	常 任 委 員 会	午前 10 時	○所管事務に係る予算議案の調査 ○予算調査報告書記載内容等についての協議	関 係 室 部 局
8 日 目			○予算調査報告書整理日	
9 日 目			○予算調査報告書整理日	
10 日 目			○予算特別委員への予算調査報告書の配付 ○常任委員長に対する質疑の通告締め切り	報告書配付時刻： 正午 質疑通告締め切り時刻：午後 3 時
11 日 目	予算特別委員会	午前 10 時	○常任委員長に対する質疑 ○「要調査事項」及び「特記事項」の取り扱い等についての協議 ○総括質疑の取り扱いについての協議	
12 日 目	予算特別委員会	午前 10 時	○総括質疑	知 事 等 関 係 室 部 局
	常 任 委 員 会			
	常 任 委 員 会			
	常 任 委 員 会			
13 日 目	予算特別委員会	午前 10 時	○採決	

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

年 長 委 員 具 志 堅 徹

委 員 長 渡 久 地 修